

議 事 内 容

専務理事	第 80 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 80 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 12 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・3 件、第 5 条・9 件のほか、「食料・農業・農村基本法の見直しについて」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長	まず、〇〇農業委員会から、4-1の案件について説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号4-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号4-2について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会から4-3の案件についてお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号4-3について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-3について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-4について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-5について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-6、5-7について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-8について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-9について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係3件、第5条関係9件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸駐車場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 整地費が108,000千円となっていて、少し高い感じがしますが、内容は何か分かりますか。

〇〇農業委員会 はい。この西側に〇〇〇という大手のディーラーが建設されておりまして、そのトラックを持ってこられるということで、下の地盤整備からして、その後専用の厚いアスファルト舗装までして、尚且つ周りに全部杭柵コンクリートをするということで、事業費が1億円ということがあります。

〇〇委員 これは水路も自分の水路なのですか。

〇〇農業委員会 元々自分の土地については水路に付け替えをされていて、もう〇〇市(町)の方に所有権が移っております。今後、同時利用地として〇〇市(町)の水路の付け替えを行うということで申請が出ております。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	高齢かつ労働力不足のためと書かれておりますが、杉を1,000本植えて誰が管理するのですか。
農業会議事務局	管理については、申請者ご本人がすると伺っております。
〇〇委員	参考までにですが、この〇〇〇〇さんのところは今まではお茶畑でした。JA〇〇のお茶部会の仲間だったんですけど亡くなられ、申請人は娘さんで、管理は娘さん夫婦がされるそうです。お茶畑ですので、平坦に近い農地です。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	排水計画の中で素掘り水路を経て東側道路側溝へ放流ということになっていきますけど、資材置場ということで申請をなされていて、沈下をしたり、土砂が流れたりする可能性が多いと思います。事業者は本人さんですので、できれば素掘りではなくてU字溝なり入れてもらった方がいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

〇〇農業委員会	ありがとうございます。事業者の方にはその旨確認をさせていただいて、U字溝等の設置が可能かどうかの検討をしていただきたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	この会社は〇〇市(町)でいろいろ課題があったところじゃないかなと思います。地元の説明会とかはどうされているかお尋ねしたいと思います。

〇〇農業委員会	住民を集めての説明会というのはされていないのですが、周囲の所有者、耕作者の方の住宅を1件1件訪問して説明した上で同意をもらわれています。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の幼保連携型認定こども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	許可基準が、土地収用法の規定による告示に係る事業であるためということで、この内容をお聞きしたいと思います。
〇〇農業委員会	これは県が認可する制度でございまして、公共性の高い事業であって、一定の条件をクリアすれば収用法の規定に基づく告示に載るといふもの

です。第1種農地の許可基準の中にこの土地収用法の規定による告示に係る事業であるということが明記されておりますので、それで許可基準を満たしているという判断をしました。

〇〇委員

転用の場所ですけど、間に農地がありますが東側ではいけなかったのでしょうか。収用法はかなり場所の特定が厳しいと思うんですけど、東側にならなかつた理由を教えてください。それと、土地改良区意見書添付と書かれているので大丈夫だとは思いますが、暗渠排水はされていませんよね。近年暗渠排水をずっとやっていたので、もしやっておられたら補助金返還になりますので、そこはしっかり確認をしていただきたいと思います。

〇〇農業委員会

38ページの位置図をご覧くださいと、左側が大きい圃場になっていて、右がちょっと細い圃場になっております。こちらの左側の圃場に関してなんですけども、資料の41ページの航空写真をご覧くださいと、元はハウスが建っていたんですけども荒廃していて、ハウスの中から木が生えているような圃場になっています。そこに売りたいという希望がありましたので、その横の農地と合わせて西側から開発をしていきたいというところで、そういった個人の事情というのがあります。

〇〇委員

ここは耕作放棄地だったということですね。

〇〇農業委員会

そうですね。もう長年に渡ってハウス栽培もされていらっしやいませんでした。

〇〇委員

この図面を見たら結構大きい川が流れているみたいですね。土地改良事業の中でクリーク防災事業というのがありますけど、ここはもう事業は終わってるんですか、今からされるんですか。

〇〇農業委員会

ここは主に宅地に隣接している水路でありまして、護岸もある程度整備されていますので、これからされる予定はないと思います。

〇〇委員

今、私のところも2期目のクリーク防災事業がされてます。その中で、土地収用法で幼稚園を作った案件がありました。その時に、ちょうど並行して土地改良事業があったんですよ。それで心配で質問をしました。例えば、大きい川だったら今後工事をするとき、収用法でされる場合、ある程度の余地を持たないと工事ができないようなことになるわけですよ。そこら辺を土地改良さんの方と十分話し合いができていますかどうか

かというのが一番心配なところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〇〇委員

ここはそんなに大きな川ではないです。川はもっと右の方で、広域図を見てもらうと今現在〇〇〇〇があるところの横に〇〇川が流れています。それでここが今、川があるし、駐車場が道路挟んで向こう側にしかないものでとても危ないんですよ。そういういろんな諸問題があつて、たまたまここが先程話に出たようにハウスを辞められて荒廢地になつたので、ここを売るといふのが出てきまして。それで、川の洪水関係もあつて、こっちの方が安全な場所結構広く土地が買えるので、こっちの方に移転をしたいといふことです。私ども農業委員会もですね、こっちの方に来てもらった方が、安全面でも、子供の遊ぶ広場もゆっくり取れるし、地主さんも売れるといふことでありがたいと。そしてこの水路の横のところは、図面にありますように市(町)道〇〇線で結構大きい道が来ておりますので、送り迎えするにしても非常に便利です。おそらく今までより園舎がうんと大きくなるので、周りは住宅があるし、もっと子供さんたちが今以上に増えると思ひます。そういうことで本当に私達も喜びました。

議長

他にございませぬか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思ひます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次の5-5の案件については、常設審議委員会運営規程第25条第1項の議事参与の規定により、委員は自身が関与する議題の採決に加わることができないこととなっておりますので、〇〇委員は一旦退席をお願いします。

〇〇委員

(退席)

議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 〇〇委員さんにお戻りいただくまでしばらくお待ちください。
〇〇委員	(着席)
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	参考事項に、埋蔵文化財については試掘区域のため文化課と協議中とありますが、これは試掘終了後に5条申請が一番いいのかなと思ったのですが、そこら辺の経過なり、もし文化財が発掘されたときの対策対応の考え方を教えてください。
〇〇農業委員会	参考事項に文化課と協議中と書いてありますが、確認したところ、文化課に依頼済みということで訂正させていただきます。
〇〇委員	文化課に依頼済みということは、直接〇〇市(町)がするんじゃなくて文化課がするんですか。
〇〇農業委員会	教育委員会の文化課が行うことになっております。
〇〇委員	そうですね。文化課というのは県の文化課ということでしょう。
〇〇農業委員会	〇〇市(町)教育委員会の文化課になります。
〇〇委員	市(町)のですね。そしたら協議済みっていうことは、試掘は終了して特に異常ないということが確認されたということですね。

- 〇〇農業委員会 土地改良事業も行っておりますので、その際にも一応試掘はされてるんですけども、再度試掘をしたいということでお話をいただいておりますので、転用許可後に試掘をしていただくということになっております。
- 〇〇委員 通常は試掘をして、特に文化財上問題ないということが確認されてから、5条申請はオッケーですよというふうに我々は認識していたんですけど、順序が逆じゃないでしょうか。
- 〇〇農業委員会 事前に行っているのでおそらく問題はないだろうということなんですけども、一応試掘区域内には入っていますので、文化課の方で再度調査をしたいということです。最近通知が出ていると思うんですけど、試掘調査も転用後でないとできないというふうに確か規制されておりましたので、それに基づきまして〇〇農業委員会でも転用許可後にしていただくような形で案内をさせていただきました。
- 〇〇委員 転用後じゃないと試掘できないのですか。
- 〇〇農業委員会 最近の通知でおそらくその運用が変わっていると思うんですけども、従来までは、農業をできない状態に一刻でもする場合は、例えば一時転用の許可であったりとかが必要になるということを知っておりますので、その運用に基づいてその流れでも問題はないのではないかとというふうに〇〇農業委員会では判断させていただいております。
- 〇〇委員 整理すると、〇〇市（町）の文化課の方で試掘対象区域にあるから、一応問題ないだろうということで申請はしたけれども、再度きちんとした発掘を転用許可後するということですか。
- 〇〇農業委員会 はい、さようでございます。
- 〇〇委員 ということは、転用許可書をいただいて、試掘をして、そこでもし文化財どうこうが出てきたら、許可は取り消しってことでしょうか。
- 〇〇農業委員会 必要に応じて計画の変更申請であったりを受けるような形になります。流れとしましては、先に転用許可自体は出てしまうんですけども、着工は文化財の試掘調査が終わった後になります。ですので、転用許可が出まして、試掘調査も進めていただきまして問題ないということであれば計画通り施行されるものというふうに認識しております。

〇〇委員	少し分かってきましたけど、許可はまず取っとしてその許可を留保して文化財の試掘をする。そして問題なければ、計画通り正式に転用するということになるわけですね。
〇〇農業委員会	はいおっしゃる通りでございます。
〇〇委員	この辺の書き方がちょっと曖昧ですのでもう少しわかりやすくお願いします。
〇〇農業委員会	承知いたしました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	特定建築条件付売買予定地とありますが、これは3年以内に作りなさいということになっていきますけど、お聞きしたいのは今まであった案件の進捗率です。売れて完売したとかをお聞きしたいと思います。
〇〇農業委員会	この〇〇〇〇さんも、過去、特定建築条件付売買予定地ではなかったんですけども建売分譲住宅での申請がございまして、今回の申請を受け付けるにあたりまして、その条件として、過去の申請の分譲住宅のうち進捗状況が概ね7割以上を建てていないと受け付けをしておりませんので、今この〇〇〇〇さんは概ね7割建てられているので、今回申請を受け付けたというような状況にあります。市(町)内の他の申請があつて

	許可を受けたところを見ますと、市（町）内の宅地化であったりとか人口が微増しているという状況も追い風になりまして、概ね着工されてるように見受けられます。
〇〇委員	これは前の分がある程度片付かないと新たに申請は受け付けられないのですか。
〇〇農業委員会	概ね7割となっています。
議長	他にございませんか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（挙手多数）
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	説明の中でですね、土地改良区の意見書は〇〇土地改良区と言われたんですけど、〇〇〇土地改良区は取られていないんですか。
〇〇農業委員会	〇〇〇土地改良区からの意見書の必要性がないという認識で、意見聴取まではしてありません。
〇〇委員	かん排の受益地ではないのですか。
〇〇農業委員会	そういう認識です。
〇〇委員	ちょっと小高いところにあるのですか。

〇〇町農業委員会	東側の境界といたしますか、道路水路がございますけれども、そこは5 m程の高さがあって、そこを分断要件として今回この農地を考えております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の事務所・倉庫・機材置場・駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	ここは多分土地改良区はないので市(町)の方が負担とかもされていると思うんですけど、暗渠排水はやられていないんですよ。
〇〇農業委員会	はい、そうですね。
〇〇委員	それともう1点、官営排水事業の、国営かん排の受益だとは思うんですけど、その辺は今後は市(町)の方で負担されるんですかね。この精算は。維持管理の精算がされていると思うんですけど、そこはここを外した形で精算していくのですか。分からないかな。すいません、そこは別の土地改良区に聞きますので大丈夫です。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○ ○農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係3件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「食料・農業・農村基本法の見直し」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
〇〇委員	皆さま、お疲れさまでした。 今回は12月15日となりますので、ご予定をお願いします。

14時55分